

2024年度 事業計画書

(2024年11月1日～2025年10月31日)

公益財団法人 善い心を未来へつなぐ財団

1.基本方針

(1) 包摂と平等の原則

障がい者支援施設への助成金の配分や利用においては、包摂と平等の原則を重視し障がいの程度や種類に関係なく、すべての障がい者が施設の利益を享受できるように事業を行う。

(2) 福祉向上と生活支援

障がい者支援施設への助成金は、その施設が提供する福祉サービスや生活支援プログラムを向上させ、障がい者がより良い生活を送るための環境を整えることを目指す。

(3) 施設の運営支援

当財団は助成金を通じ、障がい者支援施設の運営にかかる様々な経費やプログラムの実施に活用されることを目指し、これには、施設の環境整備、専門職員のプログラムの開発・実施、設備の改善などを含む。

(4) 透明性と公正性の確保

公益法人に求められるガバナンス体制を構築し、奨学金の選考プロセスは透明性と公正性を重視し行う。社会の信頼を得た永続的な活動を行う。

2.事業活動

(1) 障がい者支援施設への助成金事業

当財団の主な目的は、障がい者支援施設への助成金事業を通じて、社会の一員であるすべての障がい者の方々に手を差し伸べ、彼らが豊かで充実した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

助成金事業を通じて、障がい者支援施設に新たな機会と資源を提供し、彼らがより質の高い支援を提供できるよう目指す。

(1-1) 事業内容

障がい者支援施設が、助成対象期間内に実施し入所している障がい者のために行うことを目的とする設備等の購入や活動の費用を、障がい者支援施設に助成する。

(1-2) 助成対象事業

障がい者支援施設が、障がい者の生活環境の充実と、助成対象期間内に実施される生活環境に必要とされる設備等の購入や活動の費用で、当財団以外から重複して補助金

や助成金の受給を受けていない又は受給を予定していない事業を対象とします。

(1) 障がい者支援施設の設備改善

障がい者支援施設の設備や環境の改善を目的としたプロジェクトへの助成。

例) バリアフリーの改善やアクセシビリティの向上への助成。

(2) 障がい者に対する自助・自立の支援

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための助成

例) 日常生活用具など、生活訓練、生活支援員の派遣などへの助成。

(1-3) 助成対象施設

障害者自立支援法第八十三条に定める以下のいずれかに該当する障がい者支援施設であること

- ・ 都道府県が設立した障がい者支援施設
- ・ 市町村が都道府県知事に届け出て、設立した障がい者支援施設
- ・ 国、都道府県及び市町村以外の者が、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の定めるところにより、設立した障がい者支援施設

(1-4) 助成金額

交付する助成金の限度額は、施設の規模に応じて変動するが上限は50万円とし、1施設に対する助成は、助成対象期間内において1回とする。各施設への助成金は、選考委員会での選定を経て当財団理事会の決議により決定する。

(1-5) 助成件数

事業予算の範囲内で1件上限50万円とし、年間10件を予定。但し、助成額により上限は変動することがある。

(1-6) 助成対象期間

助成対象期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとする。

(1-7) 助成金の交付

助成対象事業に決定した後、指定の銀行口座に助成金の振り込みを行う。

(1-8) 応募・周知方法

- ・ 周知方法：財団HPへの掲載、国内の障がい者支援施設に応募要項を案内し周知する。
- ・ 応募方法：毎年1回とし、当財団ホームページの掲載により募集を行う。

(1-9) 選考スケジュール

2025年2月1日より3月31日までを申請期間とし、応募順に事務局にて書類内容の確認を行い、4月上旬に選考委員会にて選考を行い、理事会にて助成先を決定し2025年4月下旬に助成金を交付する。

(1-10) 結果通知

選考結果については、事務局より文書にて申請施設に通知を行う。

(2) 活動報告

助成を受けた施設からの完了報告を当財団のホームページに掲載することにより周知し更に当財団の活動報告とする。

以上